

第二共済「ひとすじ」

第二共済
「ひとすじ」

教職員(組合員)同士の助け合いの制度です。

第二共済「ひとすじ」は教職員共済の総合共済、団体生命共済・医療共済を補完する目的で学校生協独自の福利厚生制度として運営しております。今年度におきましても皆さまにとってわかりやすく、また魅力のある制度となるよう運営してまいりますので、当制度の主旨・役割について今一度ご確認のうえ、ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

岩手県学校生活協同組合 理事長



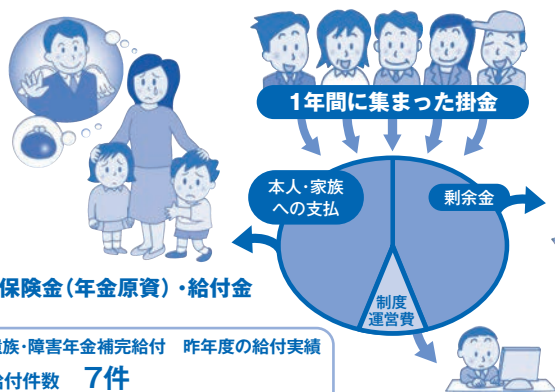
3つの共済制度で皆さまに安心を提供いたします。

総合共済、団体生命共済・医療共済、第二共済「ひとすじ」はお互いを補完する関係にあります。
(詳細は本パンフレットP1～2をご覧ください。)

第二共済「ひとすじ」に込めた思い

- ・組合員の皆さま「ひとすじ」に寄り添った制度でありたい
- ・組合員の皆さまが万一の時、「ひとすじ」の光になりたい

★制度のしくみ★



遺族・障害年金補完給付 昨年度の給付実績
給付件数 7件
給付総額 4,045万円

年一回「配当金」として加入者に還付

この制度は、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返ししますので、実質的な負担は軽減されます。

2021年度
(2020年9月1日～2021年8月31日)
第二共済「ひとすじ」
(遺族・障害年金補完給付)

配当率 約 **57.1%**

- ・配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
- ・配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- ・遺族・障害年金補完給付・医療保障保険以外の商品には配当金はありません。

9月1日 ← 翌年8月31日



【注意喚起情報】・【契約概要】はP5～8に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

保険期間中の脱退は原則できませんのでご注意ください。(退職などを除く)

申込締切日

2022年6月24日(金)

責任開始期
(加入日)

2022年9月1日(木)

【契約者】 岩手県学校生活協同組合

① はじめに

1 第二共済「ひとすじ」の役割

第二共済「ひとすじ」、団体生命共済・医療共済を相互でご加入いただくことで、公的給付の補完を目的としている制度です。

第二共済「ひとすじ」、団体生命共済・医療共済ともにご加入ご継続いただくことをおすすめします。

団体名	保障区分												
	貯蓄	死亡・高度障害・障害認定		一般の病気・ケガ			7大疾病			長期療養 (休業補償)	火災	自動車	賠償責任
		一時金	年金	入院	手術	先進医療	入院	手術	一時金				
教職員共済生協		総合共済								総合共済		自動車共済	総合共済
	年金共済	団体生命共済	第二共済「ひとすじ」が補完		医療共済 ※7大疾病はがんのみ			第二共済「ひとすじ」が補完		火災共済	自動車共済 車両共済		
	新・終身共済												
学校生協			第二共済「ひとすじ」 【遺族・障害年金補完給付部分】						第二共済「ひとすじ」 【重病克服支援給付部分】	第二共済「ひとすじ」 【収入補償サポート給付部分】			

- ・総合共済、団体生命共済・医療共済、第二共済「ひとすじ」はそれぞれ別の制度です。
- ・総合共済、団体生命共済・医療共済、第二共済「ひとすじ」の詳細内容については、各制度のパンフレットをご覧ください。
- ・第二共済「ひとすじ」の【重病克服支援給付】部分は主契約に7大疾病保障特約を付加した場合のみ7大疾病を補完できます。

死亡・高度障害・所定の障害状態の場合

生活復興資金

団体生命共済
から給付

- 死後の整理資金(葬儀費用等)
- 相続税用資金
- 負債返済資金



生活維持資金

遺族・障害年金補完給付から給付

公的遺族年金

- ご家族の生活費
- こどもの教育費等

病気・ケガの場合

手術	入院	7大疾病	長期療養
医療共済		第二共済「ひとすじ」	
入院給付 手術給付		重病克服支援給付 闘病資金(一時金)を給付	収入補償サポート給付部分 所得補償資金(月額給付)を給与手当として給付

医療共済を補完します。

2 必要生活維持資金の考え方

STEP① 必要保障額について

例) 36歳男性の場合(妻34歳、第一子3歳、第二子1歳)



<年代別 不足生活費>

年齢 (歳)	必要生活費 (月額約 万円)	公的遺族年金 (月額約 万円)	不足生活費 (月額約 万円)
22~30	12.0	3.6	8.4
31~35	16.6	4.1	12.5
36~40	26.8	14.3	12.5
41~45	30.0	15.0	15.0
46~50	28.9	15.3	13.6
51~55	30.1	15.1	15.0
56~60	25.0	10.2	14.8

必要生活費－公的遺族年金＝不足生活費

STEP② 必要受取年数について

・万一の際、本来給与が受取れる年齢(60歳)までの年数が必要受取年数

<年代別 必要受取年数>

年代	必要受取年数
20~40歳	25年間
41~45歳	20年間
46~50歳	15年間
51~55歳	10年間
56~60歳	5年間

・必要受取期間内における、遺族が生活を維持していく資金(日常生活費+こどもの教育費等)の備えが必要

<参考1> 日常生活費

家族構成	生活費(年間)
配偶者のみ	180.6 万円
配偶者+こども1名	294.3 万円
配偶者+こども2名	341.2 万円
配偶者+こども3名	378.5 万円

<参考2> こどもの教育費

教育費	年数	公立	私立
幼稚園	3年間	67.2 万円	163.1 万円
小学校	6年間	192.6 万円	978.3 万円
中学校	3年間	146.4 万円	447.4 万円
高校	3年間	137.1 万円	309.3 万円
大学	4年間	242.6 万円	397.8 万円
合計	19年間	785.9 万円	2,295.9 万円

【ご自身の年齢を入れて必要受取年数を算出】

<定年年齢> 60 歳 - <本人年齢> 歳 = <必要受取年数> 年間

年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
 例：保険年齢40歳＝満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 出典元：総務省「令和2年度地方公務員給与の実態」を基に、当社で試算しており、実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります。
 ※日常の支出は、総務省「家計調査」(令和2年次)を参考に、世帯人数にもとづいて計算しています。
 ※教育費用は、文部科学省「平成30年度子どもの学習費調査」等を参考に、子どもの年齢にもとづいて計算しています。

3 年代ごとのおすすめコース(ベストコース・ベターコース)

年齢 (歳)	遺族・障害年金補完給付											
	ベストコース						ベターコース					
	コース	受取期間 (年)	年金原資 (死亡・高度障害・ 障害保険金) (万円)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金 受取総額 (約 万円)	補完率 (月額給付 / 不足生活費)	コース	受取期間 (年)	年金原資 (死亡・高度障害・ 障害保険金) (万円)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金 受取総額 (約 万円)	補完率 (月額給付 / 不足生活費)
20 ~ 30	G1	25	2,320	8.6	2,581	102.4%	I1	25	1,240	4.5	1,379	53.6%
31 ~ 35	B1	25	3,380	12.5	3,760	100.0%	H1	25	1,800	6.6	2,013	52.8%
36 ~ 40	B1	25	3,380	12.5	3,760	100.0%	H1	25	1,800	6.6	2,002	52.8%
41 ~ 45	B1	20	3,380	15.2	3,670	101.3%	H1	20	1,800	8.1	1,954	54.0%
46 ~ 50	G1	15	2,320	13.6	2,460	100.0%	I1	15	1,240	7.3	1,315	53.7%
51 ~ 55	H1	10	1,800	15.5	1,863	103.3%	E1	10	940	8.1	972	54.0%
56 ~ 60	E1	5	940	15.8	949	106.8%	Z2	5	400	6.7	404	45.3%
61 ~	E1	3	940	-	940	-	Z2	3	400	11.1	400	-

※死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は、重複して支払われません。
 ※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定死亡率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
 ※遺族・障害年金補完給付の掛金は概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。
 ※保障内容等詳細については9ページをご確認ください。

① はじめに (つづき)

4 学校生協 第二共済「ひとすじ」の制度一覧

商品の名称		商品の特長
第二共済「ひとすじ」	死亡 高度障害  遺族・障害年金補完給付 年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付障害特約付 こども特約付こども災害保障特約付新・団体定期保険【生命保険】	P.9 ◎死亡、所定の高度障害を保障します。 ◎不慮の事故による死亡・高度障害のときは、上乗せして保障します。 ◎配当金があります。(1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合)
	長期休職  収入補償サポート給付 精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】	P.17 ◎病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。 ◎入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。
	特定疾病等  重病克服支援給付 7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付 集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】	P.21 ◎7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。 ◎余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニース特約) ※特約の付加により保障内容が異なります。
オプション制度	入 院  医療保障保険 短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】	P.25 ◎病気やケガによる入院を保障します。 ◎配当金があります。(1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合)
	入 院 手 術  総合医療制度 総合医療サポートコース 代理請求特約【Y】付集団扱無配当医療保険【生命保険】	P.27 <総合医療サポートコース> ◎病気や不慮の事故による傷害を原因とした入院、所定の手術などを保障します。 ◎三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院は、支払日数無制限です。
	三大疾病 等・介護  総合医療サポートオプションコース 医療保険【損害保険】	<総合医療サポートオプションコース> ◎三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病の場合、上乗せして保障します。 ◎所定の要介護状態になった場合、一時金を給付します。
	死亡 高度障害  ロングサポートコース リビング・ニース特約付 集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】	P.31 ◎死亡、所定の高度障害を保障します。 ◎退職後も保障を継続できます。 ◎余命6カ月以内と判断されるときに保険金の前払請求が可能です。(リビング・ニース特約)

【その他ご加入にあたっての注意事項】

- 配偶者・こどもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・こどものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・こどもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同内容にて加入となります。
- 総合医療制度<総合医療サポートオプションコース>のみのご加入はできません。総合医療制度<総合医療サポートコース>と同額にてご加入ください。
- 親介護(総合医療制度<総合医療サポートオプションコース>)について、親のみのご加入はできません。本人の親は本人の総合医療制度<総合医療サポートオプションコース>とセットで、配偶者の親は配偶者の総合医療制度<総合医療サポートオプションコース>とセットでご加入ください。
- 重病克服支援給付・収入補償サポート給付・医療保障保険・総合医療サポートコース・総合医療サポートオプションコース・ロングサポートコースの加入は遺族・障害年金補完給付の加入が必要です。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注☆：こどもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

◎マークについて 本パンフレットを読み進める上で、特に注意が必要な事項などについて、以下のマークを付けています。



保険金や給付金をお支払いできないことがあります。特にご注意ください。



表示しているページ(左の例では5ページ)の内容もあわせてご確認ください。

◎見出しについて

本パンフレットは全ページを通して、右部にコンテンツマップをご用意しています。制度の全体像やご覧になられている項目の確認などにご利用ください。

はじめに

本制度の特長と本パンフレットについての説明

注意喚起情報・契約概要

重要です
必ずお読みください

遺族・障害年金補完給付

ポイントと、保障内容の説明

収入補償サポート給付

ポイントと、保障内容の説明

重病克服支援給付

ポイントと、保障内容の説明

医療保障保険

ポイントと、保障内容の説明

総合医療制度

ポイントと、保障内容の説明

ロングサポートコース

ポイントと、保障内容の説明

ご注意いただきたいこと

お申し込みの際に、充分にご確認
いただきたい内容について

退職後のお取扱い

ご請求の流れについて

ご加入いただける方



本人



配偶者



子ども

組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方

15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)

2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方^{注★}

[年齢は2022年9月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

組合員で、18歳以上64歳以下の方

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

[年齢は2022年9月1日現在の満年齢です。]

組合員で、15歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続は65歳6カ月までの方)

15歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)

(ご加入いただけません)

[年齢は2022年9月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方

15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)

2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方^{注☆}

[年齢は2022年9月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

組合員で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方

15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)

(ご加入いただけません)

[年齢は2022年9月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

組合員で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方

15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方

(ご加入いただけません)

[年齢は2022年9月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

組合員で、15歳6カ月を超え60歳6カ月までの方

15歳6カ月を超え60歳6カ月までの方

(ご加入いただけません)

[年齢は2022年9月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

総合医療制度<総合医療サポートオプションコース>



本人・配偶者の親

親介護

本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、29歳6カ月を超え80歳6カ月までの方

[年齢は2022年9月1日現在の満年齢です。]



ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。

申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。 P.6

② 注意喚起情報・契約概要

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について



保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

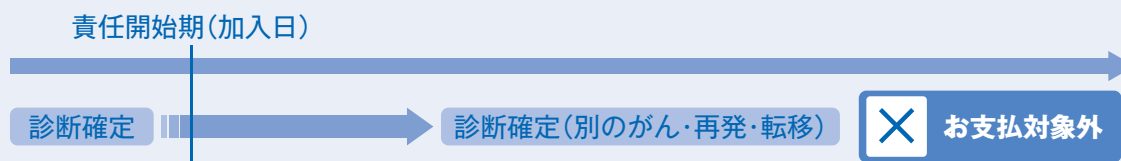
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。



特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限り、」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※ 責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・ 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・ 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 **P.33**

補償の重複について (損害保険)

既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.41

2 告知内容について



- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

告知内容をご確認ください。

ご加入いただける方の詳細につきましては「はじめに」P.3をご参照ください。

Step1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

現在の就業状態

本人

- ・病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

現在の健康状態

配偶者・子ども・本人・配偶者の親

- ・医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
- ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

Step2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

遺族・障害年金補完給付 ロングサポートコース

重病克服支援給付 ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約

医療保障保険 総合医療制度<総合医療サポートコース> 総合医療制度<総合医療サポートオプションコース> 収入補償サポート給付

過去12カ月以内の健康状態

- ・申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表①記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

過去3カ月以内の健康状態

- ・申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。
- (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

過去5年以内の健康状態

- ・申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表①記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

過去2年以内の健康状態

- ・申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
- (注)①同一の病気転院・転科している場合は通算します。
- ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
- ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
- ④「治療」には、指示・指導を含みます。

【別表①】

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

重病克服支援給付の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。

現在までの健康状態

- ・申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。

本人・配偶者の親

親介護

現在までの健康状態

- ・公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。

過去5年以内の健康状態

- ・申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表②記載の病気、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。(注)「治療」には指示・指導を含みます。
- ・申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。

【別表②】

心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

<遺族・障害年金補完給付・医療保障保険・総合医療制度<総合医療サポートコース>・重病克服支援給付・ロングサポートコースの場合>

- ・企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

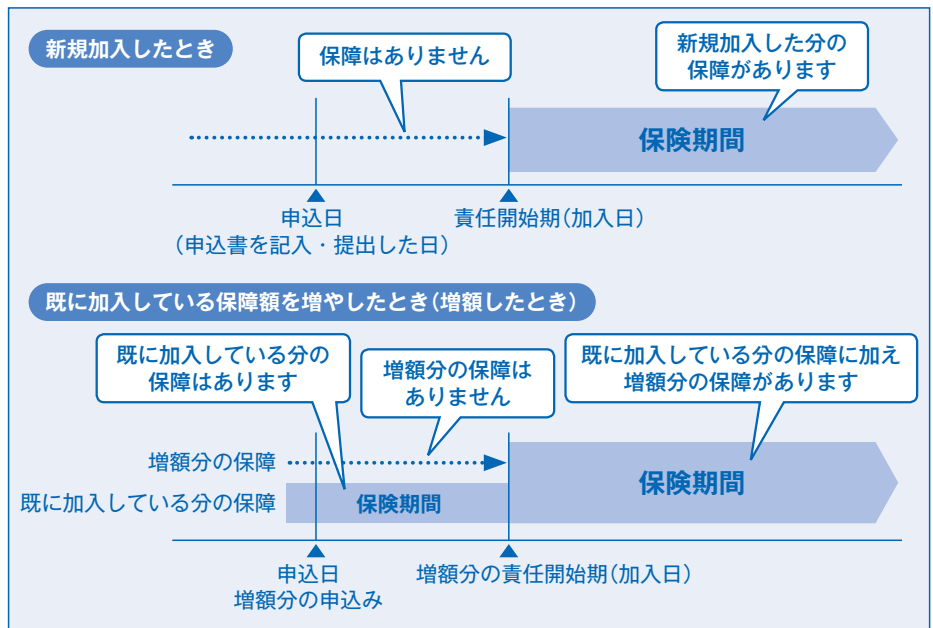
<総合医療制度<総合医療サポートコース>・重病克服支援給付・ロングサポートコースの場合>

- ・引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

3 責任開始期（加入日）について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点をご責任開始期（加入日）といい、右記の通り、責任開始期（加入日）は申込日（申込書を記入・提出した日）とは異なります。なお、この保険の責任開始期（加入日）は、表紙に記載しています。

高度障害保険金、給付金等は、責任開始期（加入日）以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた（入院をされた）ときにお支払いします。責任開始期（加入日）前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



<遺族・障害年金補完給付・医療保障保険・総合医療制度<総合医療サポートコース>・重病克服支援給付・ロングサポートコースの場合>

◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期（加入日）からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

◎保険金・給付金などのご請求は、団体（契約者）経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

◎被保険者の遺言により死亡保険金（給付金）受取人を変更することはできません。

◎死亡保険金（給付金）受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金（給付金）をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金（給付金）をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

◎お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日）前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

◎ご照会・ご相談窓口等

●指定紛争解決機関

この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会（生命保険）・一般社団法人日本損害保険協会（損害保険）です。

●生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（生命保険）・損害保険契約者保護機構（損害保険）に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.43**

告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。 **P.7**

契 約 概 要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

ロングサポートコースについては、ご加入者が一定年齢になられるまで継続してご加入いただくことが可能です。その他の商品については、保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年毎に加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

2 主な保障の内容（保険金や給付金をお支払いする主な場合）や保険料

◎主な保障内容

保障内容（保険金額・給付金額、付加された特約）は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。



※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

◎保 険 料【控除方法】

毎月の給与から控除します。初回は9月分から（遺族・障害年金補完給付のボーナス掛金は、2022年12月と2023年6月のボーナスから）

3 配当金

◎配当金の対象となる商品（下記以外の保険は無配当保険ですので、配当金はありません。）

遺族・障害年金補完給付	医療保障保険
-------------	--------

遺族・障害年金補完給付・医療保障保険は、1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。ただし、ロングサポートコースについては、保険期間中に脱退（解約）された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社	本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社	本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

[遺族・障害年金補完給付] [医療保障保険] [総合医療制度＜総合医療サポートコース＞] [重病克服支援給付] [ロングサポートコース]
明治安田生命保険相互会社

[総合医療制度＜総合医療サポートオプションコース＞] [収入補償サポート給付]
明治安田損害保険株式会社

③ 遺族・障害年金補完給付

【保険期間】2022年9月1日(木)～2023年8月31日(木)



加入対象者



保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 重い障害が残った場合、障害保険金・障害初期給付金を受け取ることができ、不時の出費を補完することができます。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

申込コース	一般の死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)						
	月額給付				ボーナス給付(年)		
	年金原資 【死亡・高度障害 ・障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 ・障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)
B1	3,380	20	15.2	3,670	620	20	16.8
E1	940	5	15.8	949	250	5	25.2
G1	2,320	20	10.4	2,519	910	20	24.7
H1	1,800	15	10.6	1,908	710	15	25.1
I1	1,240	10	10.6	1,283	490	10	25.3
Z2	400	3	11.1	400	200	3	33.3
B	3,380	20	15.2	3,670	-	-	-
E	940	5	15.8	949	-	-	-
G	2,320	20	10.4	2,519	-	-	-
H	1,800	15	10.6	1,908	-	-	-
I	1,240	10	10.6	1,283	-	-	-
R	100	3	2.7	100	-	-	-
Z	400	3	11.1	400	-	-	-

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
 ・ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中のボーナス払保険料相当額が必要になります。
 ・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

・年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
 ・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

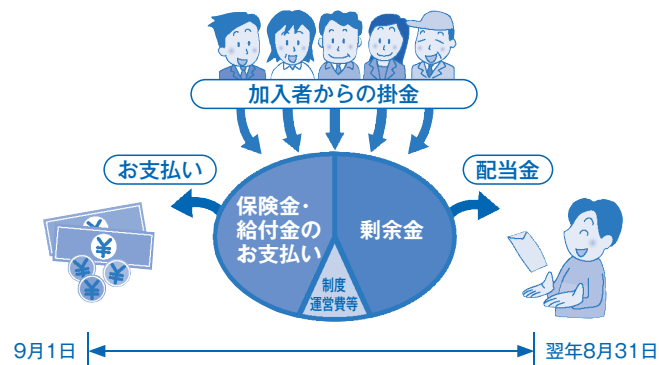
意向確認【ご加入前のご確認】

遺族・障害年金補完給付は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

配当金の還付について

第二共済「ひとすじ」【遺族・障害年金補完給付】は、組合員同士で助け合う仕組みです。



年1回 配当金 として加入者に還付

遺族・障害年金補完給付は、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返ししますので、実質的な負担は軽減されます。(重病克服支援給付、収入補償サポート給付、総合医療制度＜総合医療サポートコース＞、総合医療制度＜総合医療サポートオプションコース＞、ロングサポートコースには配当金はありません。)

※配当金額は加入者数、支払保険金額の多寡によって異なります。

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

※配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。

遺族・障害年金補完給付

人

2回)	ボーナス給付 年金受取総額 (約 万円)	障害年金 1 級、2 級 【障害初期給付金】 (万円)	不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
			不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金 (給付割合表 第 1 級)】 (万円)	不慮の事故による 身体障害 (程度により) 【障害給付金 (給付割合表 第 2 級～第 6 級)】 (万円)	不慮の事故による 5 日以上入院 (120 日を限度として) 【入院給付金】 1 日につき (円)
	673	400.0	300	300	210 ～ 30	4,500
	252	119.0	300	300	210 ～ 30	4,500
	988	323.0	300	300	210 ～ 30	4,500
	753	251.0	300	300	210 ～ 30	4,500
	507	173.0	300	300	210 ～ 30	4,500
	200	60.0	300	300	210 ～ 30	4,500
	-	338.0	300	300	210 ～ 30	4,500
	-	94.0	300	300	210 ～ 30	4,500
	-	232.0	300	300	210 ～ 30	4,500
	-	180.0	300	300	210 ～ 30	4,500
	-	124.0	300	300	210 ～ 30	4,500
	-	10.0	75	75	52 ～ 7	1,125
	-	40.0	300	300	210 ～ 30	4,500

障害特約についての注意事項



- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金がお支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- 障害初期給付金がお支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

配偶者

申込 金額（万円）	一般の死亡・高度障害				不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	月額給付				不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金 （給付割合表 第1級）】	不慮の事故による 身体障害（程度により） 【障害給付金 （給付割合表第2級～ 第6級）】	不慮の事故による 5日以上の上の入院 （120日を限度として） 【入院給付金】
	年金原資 【死亡・高度 障害保険金】 （万円）	年金 受取 期間 （年）	年金月額 （約 万円）	月額給付 年金受取総額 （約 万円）				
800	800	5	13.4	808	300	300	210 ～ 30	4,500
600	600	5	10.1	606	300	300	210 ～ 30	4,500
500	500	5	8.4	505	300	300	210 ～ 30	4,500
400	400	5	6.7	404	300	300	210 ～ 30	4,500
200	200	5	3.3	202	150	150	105 ～ 15	2,250
100	100	3	2.7	100	75	75	52 ～ 7	1,125

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

子ども

申込 金額（万円）	一般の死亡・ 高度障害 【死亡・高度障害保険金】 （万円）	不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付		
		不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 （万円）	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金（給付割合表 第1級）】 （万円）	不慮の事故による 身体障害（程度により） 【障害給付金（給付割合表 第2級～第6級）】 （万円）	不慮の事故による 5日以上の入院 （120日を限度として） 【入院給付金】 1日につき（円）	
400	400	80	80	56 ～ 8	1,200	
200	200	80	80	56 ～ 8	1,200	
100	100	80	80	56 ～ 8	1,200	

保険金・給付金のお支払いに関するご注意

- !**
- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、子どもの場合は主契約の被保険者です。
 - 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。
 - 高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合をいいます。
 - ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
 - ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.34

◎掛金

本人									
申込 コース	性別	掛金（円）							
		年齢【保険年齢】（生年月日）							
		15～35歳 (1987.3.2～ 2008.3.1)		36～40歳 (1982.3.2～ 1987.3.1)		41～45歳 (1977.3.2～ 1982.3.1)		46～50歳 (1972.3.2～ 1977.3.1)	
		月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払
B1	男性	3,966	3,937	4,879	4,966	6,163	6,404	8,428	8,953
	女性	3,121	2,995	4,439	4,470	5,013	5,115	6,670	6,975
E1	男性	1,428	1,589	1,682	2,003	2,039	2,583	2,669	3,611
	女性	1,193	1,208	1,559	1,803	1,719	2,063	2,180	2,813
G1	男性	2,863	5,779	3,489	7,289	4,371	9,401	5,925	13,141
	女性	2,283	4,396	3,188	6,562	3,583	7,508	4,719	10,238
H1	男性	2,322	4,509	2,808	5,687	3,492	7,335	4,698	10,253
	女性	1,872	3,430	2,574	5,120	2,880	5,858	3,762	7,988
I1	男性	1,740	3,112	2,075	3,926	2,546	5,062	3,377	7,076
	女性	1,430	2,367	1,913	3,533	2,124	4,043	2,732	5,513
Z2	男性	866	1,270	974	1,602	1,126	2,066	1,394	2,888
	女性	766	966	922	1,442	990	1,650	1,186	2,250
B	男性	3,966	-	4,879	-	6,163	-	8,428	-
	女性	3,121	-	4,439	-	5,013	-	6,670	-
E	男性	1,428	-	1,682	-	2,039	-	2,669	-
	女性	1,193	-	1,559	-	1,719	-	2,180	-
G	男性	2,863	-	3,489	-	4,371	-	5,925	-
	女性	2,283	-	3,188	-	3,583	-	4,719	-
H	男性	2,322	-	2,808	-	3,492	-	4,698	-
	女性	1,872	-	2,574	-	2,880	-	3,762	-
I	男性	1,740	-	2,075	-	2,546	-	3,377	-
	女性	1,430	-	1,913	-	2,124	-	2,732	-
R	男性	217	-	244	-	282	-	349	-
	女性	192	-	231	-	248	-	297	-
Z	男性	866	-	974	-	1,126	-	1,394	-
	女性	766	-	922	-	990	-	1,186	-

配偶者									
申込 金額（万円）	性別	月払掛金（円）							
		年齢【保険年齢】（生年月日）							
		16～35歳 (1987.3.2～ 2007.3.1)	36～40歳 (1982.3.2～ 1987.3.1)	41～45歳 (1977.3.2～ 1982.3.1)	46～50歳 (1972.3.2～ 1977.3.1)	51～55歳 (1967.3.2～ 1972.3.1)	56～60歳 (1962.3.2～ 1967.3.1)	61～65歳 (1957.3.2～ 1962.3.1)	66～70歳 (1952.3.2～ 1957.3.1)
800	男性	1,194	1,362	1,642	2,138	2,970	4,226	6,290	9,058
	女性	978	1,250	1,386	1,762	2,250	2,802	3,602	4,666
600	男性	1,008	1,134	1,344	1,716	2,340	3,282	4,830	6,906
	女性	846	1,050	1,152	1,434	1,800	2,214	2,814	3,612
500	男性	915	1,020	1,195	1,505	2,025	2,810	4,100	5,830
	女性	780	950	1,035	1,270	1,575	1,920	2,420	3,085
400	男性	822	906	1,046	1,294	1,710	2,338	3,370	4,754
	女性	714	850	918	1,106	1,350	1,626	2,026	2,558
200	男性	411	453	523	647	855	1,169	1,685	2,377
	女性	357	425	459	553	675	813	1,013	1,279
100	男性	206	227	262	324	428	585	843	1,189
	女性	179	213	230	277	338	407	507	640

本人							
掛金（円）							
年齢【保険年齢】（生年月日）							
51～55歳 (1967.3.2～1972.3.1)		56～60歳 (1962.3.2～1967.3.1)		61～64歳 (1958.3.2～1962.3.1)		65歳 (1957.3.2～1958.3.1)	
月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払
12,315	13,311	18,195	19,915	27,187	30,008	25,125	27,695
8,969	9,554	11,605	12,518	15,188	16,541	13,768	14,948
3,749	5,368	5,385	8,031	7,885	12,101	7,312	11,168
2,819	3,854	3,552	5,048	4,549	6,671	4,154	6,028
8,593	19,538	12,631	29,229	18,801	44,044	17,386	40,650
6,296	14,024	8,106	18,373	10,565	24,280	9,591	21,941
6,768	15,244	9,900	22,805	14,688	34,364	13,590	31,716
4,986	10,942	6,390	14,335	8,298	18,944	7,542	17,119
4,802	10,521	6,960	15,740	10,258	23,717	9,502	21,889
3,575	7,552	4,542	9,894	5,857	13,073	5,336	11,814
1,854	4,294	2,550	6,424	3,614	9,680	3,370	8,934
1,458	3,082	1,770	4,038	2,194	5,336	2,026	4,822
12,315	-	18,195	-	27,187	-	25,125	-
8,969	-	11,605	-	15,188	-	13,768	-
3,749	-	5,385	-	7,885	-	7,312	-
2,819	-	3,552	-	4,549	-	4,154	-
8,593	-	12,631	-	18,801	-	17,386	-
6,296	-	8,106	-	10,565	-	9,591	-
6,768	-	9,900	-	14,688	-	13,590	-
4,986	-	6,390	-	8,298	-	7,542	-
4,802	-	6,960	-	10,258	-	9,502	-
3,575	-	4,542	-	5,857	-	5,336	-
464	-	638	-	904	-	843	-
365	-	443	-	549	-	507	-
1,854	-	2,550	-	3,614	-	3,370	-
1,458	-	1,770	-	2,194	-	2,026	-

子ども		
申込金額（万円）	月払掛金（円）	
400	400	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳（2000.3.2～2020.3.1）
200	260	
100	190	

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

・更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

・上記掛金（月額・ボーナスコース）には当遺族・障害年金補完給付制度運営事務費が含まれております。《本人・配偶者》月額保障額（年金原資）100万円につき14円 《本人》ボーナス保障額（年金原資）100万円につき85円。なお1円未満の金額は切り上げをさせていただいております。

つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金・給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金・給付金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき（増額はその増額部分について）
- 高度障害保険金について
 - ・契約者、高度障害保険金受取人、被保険者の故意によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.33

継続加入者専用コースについて

保障内容

加入対象区分	申込コース	一般の死亡・高度障害・障害状態 (障害年金1級)		障害年金 1級、2級 【障害初期給付金】	不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
		月額給付	ボーナス給付(年2回)		不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金(給付割合表 第1級)】	不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合表 第2級～第6級)】	不慮の事故による 5日以上の入院 (120日を限度として) 【入院給付金】 1日につき (円)
		年金原資 【死亡・高度障害 ・障害保険金】 (万円)	年金原資 【死亡・高度障害 ・障害保険金】 (万円)					
本人	C1	2,620	710	333.0	300	300	210 ～ 30	4,500
	D1	1,810	490	230.0	300	300	210 ～ 30	4,500
	F1	2,800	1,100	390.0	300	300	210 ～ 30	4,500
	J1	640	250	89.0	300	300	210 ～ 30	4,500
	L1	3,540	960	450.0	300	300	210 ～ 30	4,500
	A	4,000	-	400.0	300	300	210 ～ 30	4,500
	C	2,620	-	262.0	300	300	210 ～ 30	4,500
	D	1,810	-	181.0	300	300	210 ～ 30	4,500
	F	2,800	-	280.0	300	300	210 ～ 30	4,500
	J	640	-	64.0	300	300	210 ～ 30	4,500
	N	200	-	20.0	150	150	105 ～ 15	2,250

「障害特約についての注意事項」はP.10にてご確認ください。

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中のボーナス払保険料相当額が必要になります。

掛金

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

加入対象区分	申込コース	払方	性別	掛金（円）							
				年齢【保険年齢】（生年月日）							
				15～35歳 (1987.3.2～ 2008.3.1)	36～40歳 (1982.3.2～ 1987.3.1)	41～45歳 (1977.3.2～ 1982.3.1)	46～50歳 (1972.3.2～ 1977.3.1)	51～55歳 (1967.3.2～ 1972.3.1)	56～60歳 (1962.3.2～ 1967.3.1)	61～64歳 (1958.3.2～ 1962.3.1)	65歳 (1957.3.2～ 1958.3.1)
本人	C1	月額	男性	3,175	3,882	4,878	6,633	9,646	14,206	21,174	19,576
			女性	2,520	3,542	3,988	5,271	7,052	9,096	11,873	10,773
		ボーナス	男性	4,509	5,687	7,335	10,253	15,244	22,805	34,364	31,716
			女性	3,430	5,120	5,858	7,988	10,942	14,335	18,944	17,119
	D1	月額	男性	2,333	2,822	3,510	4,723	6,804	9,953	14,768	13,664
			女性	1,880	2,587	2,894	3,781	5,012	6,424	8,342	7,582
		ボーナス	男性	3,112	3,926	5,062	7,076	10,521	15,740	23,717	21,889
			女性	2,367	3,533	4,043	5,513	7,552	9,894	13,073	11,814
	F1	月額	男性	3,362	4,118	5,182	7,058	10,278	15,150	22,598	20,890
			女性	2,662	3,754	4,230	5,602	7,506	9,690	12,658	11,482
		ボーナス	男性	6,985	8,811	11,363	15,884	23,617	35,332	53,240	49,137
			女性	5,313	7,931	9,075	12,375	16,951	22,209	29,348	26,521
	J1	月額	男性	1,116	1,289	1,532	1,961	2,696	3,810	5,512	5,122
			女性	956	1,205	1,314	1,628	2,063	2,562	3,241	2,972
		ボーナス	男性	1,589	2,003	2,583	3,611	5,368	8,031	12,101	11,168
			女性	1,208	1,803	2,063	2,813	3,854	5,048	6,671	6,028
	L1	月額	男性	4,132	5,088	6,433	8,805	12,875	19,035	28,451	26,292
			女性	3,247	4,627	5,229	6,964	9,371	12,132	15,885	14,398
		ボーナス	男性	6,096	7,689	9,917	13,863	20,611	30,835	46,464	42,883
			女性	4,637	6,922	7,920	10,800	14,794	19,382	25,613	23,146
	A	月額	男性	4,610	5,690	7,210	9,890	14,490	21,450	32,090	29,650
	女性		3,610	5,170	5,850	7,810	10,530	13,650	17,890	16,210	
	C	月額	男性	3,175	3,882	4,878	6,633	9,646	14,206	21,174	19,576
	女性		2,520	3,542	3,988	5,271	7,052	9,096	11,873	10,773	
	D	月額	男性	2,333	2,822	3,510	4,723	6,804	9,953	14,768	13,664
	女性		1,880	2,587	2,894	3,781	5,012	6,424	8,342	7,582	
	F	月額	男性	3,362	4,118	5,182	7,058	10,278	15,150	22,598	20,890
	女性		2,662	3,754	4,230	5,602	7,506	9,690	12,658	11,482	
	J	月額	男性	1,116	1,289	1,532	1,961	2,696	3,810	5,512	5,122
	女性		956	1,205	1,314	1,628	2,063	2,562	3,241	2,972	
	N	月額	男性	433	487	563	697	927	1,275	1,807	1,685
	女性		383	461	495	593	729	885	1,097	1,013	

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 上記掛金(月額・ボーナスコース)には当遺族・障害年金補完給付制度運営事務費が含まれております。 《本人・配偶者》月額保障額(年金原資) 100万円につき14円 《本人》ボーナス保障額(年金原資) 100万円につき85円。なお1円未満の金額は切り上げをさせていただきます。

退職者専用コース、病体者等の特別コース^(注)について

(注) 2009年の制度改定時に、病気等により、当時の加入内容と同一の保障額を希望された方の継続専用のコースです。

保障内容

区分	加入対象区分	申込 コース ・金額(万円)	一般の死亡・高度障害・障害状態 (障害年金1級)		障害年金 1級、2級	不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
			月額給付	ボーナス給付(年2回)		不慮の事故による 死亡 特定感染症による 死亡 【災害保険金】	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金(給付割合表 第1級)】	不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合表 第2級～第6級)】	不慮の事故による 5日以上の入院 (120日を限度と して) 【入院給付金】 1日につき (円)
			年金原資 【死亡・高度障害 ・障害保険金】 (万円)	年金原資 【死亡・高度障害 ・障害保険金】 (万円)	【障害初期給付金】 (万円)				
退職者専用コース	本人	2,000	2,000	-	200	300	300	210 ～ 30	4,500
		1,600	1,600	-	160	300	300	210 ～ 30	4,500
		1,200	1,200	-	120	300	300	210 ～ 30	4,500
		800	800	-	80	300	300	210 ～ 30	4,500
		400	400	-	40	300	300	210 ～ 30	4,500
	特別コース	S2	2,000	1,000	300	300	300	210 ～ 30	4,500
		W2	1,000	600	160	300	300	210 ～ 30	4,500
		X	800	-	80	300	300	210 ～ 30	4,500

遺族・障害年金補完給付

区分	加入対象区分	申込 金額(万円)	一般の死亡・高度障害		不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
			月額給付		不慮の事故による 死亡 特定感染症による 死亡 【災害保険金】	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金(給付 割合表第1級)】	不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合表 第2級～第6級)】	不慮の事故による 5日以上の入院 (120日を限度と して) 【入院給付金】 1日につき (円)
			年金原資 【死亡・高度障害保険金】					
			(万円)					
コース 退職者専用	配偶者	800	800	300	300	210	30	4,500
		400	400	300	300	210	30	4,500

「障害特約についての注意事項」はP.10にてご確認ください。

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中のボーナス払保険料相当額が必要になります。

掛金

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

区分	加入対象区分	申込 コース ・金額(万円)	払方	性別	掛金 (円)									
					年齢【保険年齢】 (生年月日)									
					15～35歳 (1987.3.2～ 2008.3.1)	36～40歳 (1982.3.2～ 1987.3.1)	41～45歳 (1977.3.2～ 1982.3.1)	46～50歳 (1972.3.2～ 1977.3.1)	51～55歳 (1967.3.2～ 1972.3.1)	56～60歳 (1962.3.2～ 1967.3.1)	61～64歳 (1958.3.2～ 1962.3.1)	65歳 (1957.3.2～ 1958.3.1)	66～70歳 (1952.3.2～ 1957.3.1)	
退職者専用コース	本人	2,000	月額	男性	2,530	3,070	3,830	5,170	7,470	10,950	16,270	15,050	-	
				女性	2,030	2,810	3,150	4,130	5,490	7,050	9,170	8,330	-	
		1,600	月額	男性	2,114	2,546	3,154	4,226	6,066	8,850	13,106	12,130	-	
				女性	1,714	2,338	2,610	3,394	4,482	5,730	7,426	6,754	-	
		1,200	月額	男性	1,698	2,022	2,478	3,282	4,662	6,750	9,942	9,210	-	
	女性			1,398	1,866	2,070	2,658	3,474	4,410	5,682	5,178	-		
	800	月額	男性	1,282	1,498	1,802	2,338	3,258	4,650	6,778	6,290	-		
			女性	1,082	1,394	1,530	1,922	2,466	3,090	3,938	3,602	-		
	400	月額	男性	866	974	1,126	1,394	1,854	2,550	3,614	3,370	-		
			女性	766	922	990	1,186	1,458	1,770	2,194	2,026	-		
配偶者	800	月額	男性	1,194	1,362	1,642	2,138	2,970	4,226	6,290	6,290	9,058		
			女性	978	1,250	1,386	1,762	2,250	2,802	3,602	3,602	4,666		
	400	月額	男性	822	906	1,046	1,294	1,710	2,338	3,370	3,370	4,754		
			女性	714	850	918	1,106	1,350	1,626	2,026	2,026	2,558		
	特別コース	本人	S2	月額	男性	2,530	3,070	3,830	5,170	7,470	10,950	16,270	15,050	-
女性					2,030	2,810	3,150	4,130	5,490	7,050	9,170	8,330	-	
ボーナス				男性	6,350	8,010	10,330	14,440	21,470	32,120	48,400	44,670	-	
				女性	4,830	7,210	8,250	11,250	15,410	20,190	26,680	24,110	-	
W2			月額	男性	1,490	1,760	2,140	2,810	3,960	5,700	8,360	7,750	-	
				女性	1,240	1,630	1,800	2,290	2,970	3,750	4,810	4,390	-	
			ボーナス	男性	3,810	4,806	6,198	8,664	12,882	19,272	29,040	26,802	-	
				女性	2,898	4,326	4,950	6,750	9,246	12,114	16,008	14,466	-	
X			月額	男性	1,282	1,498	1,802	2,338	3,258	4,650	6,778	6,290	-	
				女性	1,082	1,394	1,530	1,922	2,466	3,090	3,938	3,602	-	

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 上記掛金(月額・ボーナスコース)には当遺族・障害年金補完給付制度運営事務費が含まれております。《本人・配偶者》月額保障額(年金原資)100万円につき14円 《本人》ボーナス保障額(年金原資)100万円につき85円。なお1円未満の金額は切り上げをさせていただきます。

4 収入補償サポート給付

【保険期間】2022年9月1日(木)～2023年8月31日(木)



加入対象者



保障内容等(契約概要部分)・掛金

掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

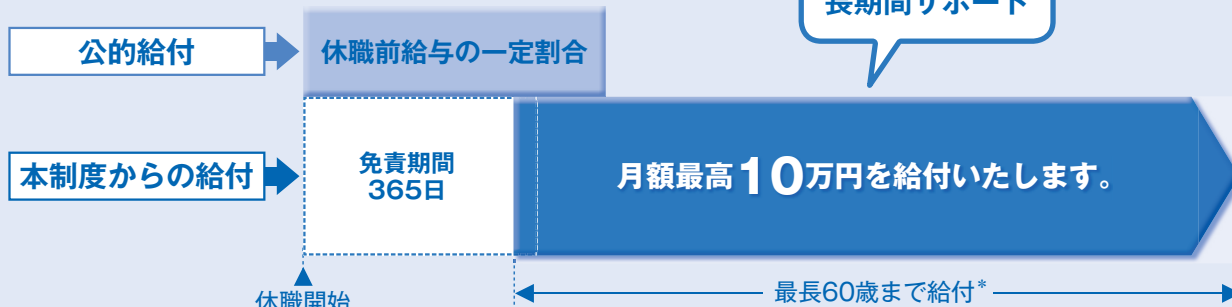
- 病気やケガにより免責期間を超えて就業障害となった場合、保険金をお支払いします。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。

本人プラン①

給付のしくみ

保険金月額10万円の場合

…もしも病気やケガで長期休職となった場合



*55～64歳の方は3年が限度です。

*所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

◎月額掛金

年齢【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性		女 性	
			保険金月額 10万円 (10コース)	保険金月額 5万円 (5コース)	保険金月額 10万円 (10コース)	保険金月額 5万円 (5コース)
18～24歳 (1997.9.2～2004.9.1)	365日	60歳	757円	378円	507円	253円
25～29歳 (1992.9.2～1997.9.1)			782円	391円	652円	326円
30～34歳 (1987.9.2～1992.9.1)			845円	423円	856円	428円
35～39歳 (1982.9.2～1987.9.1)			1,019円	509円	1,243円	622円
40～44歳 (1977.9.2～1982.9.1)			1,454円	727円	1,910円	955円
45～49歳 (1972.9.2～1977.9.1)			1,954円	977円	2,528円	1,264円
50～54歳 (1967.9.2～1972.9.1)			2,276円	1,138円	2,714円	1,357円
55～59歳 (1962.9.2～1967.9.1)	3年	3年	2,268円	1,134円	2,395円	1,197円
60～64歳 (1957.9.2～1962.9.1)			3,921円	1,961円	3,668円	1,834円

・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

・掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

補償内容や就業障害等の詳細については、参照ページをご確認ください。

P.40

意向確認【ご加入前のご確認】

収入補償サポート給付は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

本人プラン②

給付のしくみ

保険金月額10万円の場合

…もしも病気やケガで長期休職となった場合

公的給付

休職前給与の一定割合

本制度からの給付

免責期間
90日

月額最高10万円を給付いたします。

休職中の不安を
長期間サポート

休職開始

5年を限度に給付*

*55～64歳の方は3年が限度です。

*所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

◎月額掛金

年齢【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性		女 性	
			保険金月額 10万円 (S1 コース)	保険金月額 5万円 (S5 コース)	保険金月額 10万円 (S1 コース)	保険金月額 5万円 (S5 コース)
18～24歳 (1997.9.2～2004.9.1)	90日	5年	392円	196円	222円	111円
25～29歳 (1992.9.2～1997.9.1)			402円	201円	286円	143円
30～34歳 (1987.9.2～1992.9.1)			438円	219円	397円	199円
35～39歳 (1982.9.2～1987.9.1)			566円	283円	626円	313円
40～44歳 (1977.9.2～1982.9.1)			876円	438円	1,062円	531円
45～49歳 (1972.9.2～1977.9.1)			1,410円	705円	1,730円	865円
50～54歳 (1967.9.2～1972.9.1)	3年	3年	2,316円	1,158円	2,692円	1,346円
55～59歳 (1962.9.2～1967.9.1)			2,685円	1,342円	2,806円	1,403円
60～64歳 (1957.9.2～1962.9.1)			4,848円	2,424円	4,511円	2,255円

・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

・掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

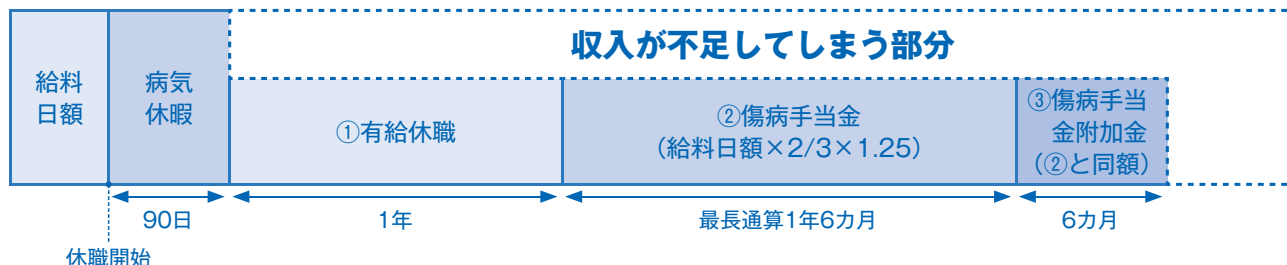
・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

補償内容や就業障害等の詳細については、参照ページをご確認ください。

P.40

参考資料：教職員の休業給付について

①有給休職(1年間)、②傷病手当金(1年6カ月間)、③傷病手当金附加金(6カ月間)が毎月の収入を手当てしますが、休職前の収入と比べて不足が生じている現状です。また休職開始3年90日以降は公的な手当はありません。



保険金のお支払いに関するご注意



保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が発生したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.40

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・ 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・ 保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・ 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・ 保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害
- 妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害
- 地震、噴火またはこれらによる津波により被った身体障害による就業障害
- 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害
- 自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯り運転による傷害による就業障害
- 精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください)
- 脱退後に開始した就業障害

など

※この制度には精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害については補償の対象となります。ただし、この特約による保険金の支払は、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害

F04~F09、F20~F51、F53、F59~F63、F68~F69、F84~F89、F91~F92、F95

例) 統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害など

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.33



保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
 - 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。

保障区分	保障内容	保障額		
		本人・配偶者		
		500万円	300万円	200万円
主契約	所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態（※1）になったとき	500万円	300万円	200万円
	〔特定疾病保険金〕（※2）			
	死亡・所定の高度障害状態のとき			
	〔死亡・高度障害保険金〕（※2）			
7大疾病保障特約	所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態（※1）になったとき	250万円	150万円	100万円
	〔7大疾病保険金〕（※3）			
がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき	50万円	30万円	20万円
	〔がん・上皮内新生物保険金〕（※3）			



（※1）急性心筋梗塞・脳卒中の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。

（※2）特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

（※3）7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

◎保険金ごとの保障イメージ <お申込金額500万円の場合>

保険金種類		お 支 払 事 由					
		死亡・高度障害	特定疾病			その他の4疾病	上皮内新生物
			悪性新生物 (がん) (※)	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患 慢性腎不全 肝硬変	
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 500万円					
特約	7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で 250万円					
特約	がん・上皮内新生物 保険金	← お支払事由のいずれかに該当で 50万円 →					
お支払事由ごとの 保険金額合計		500万円	800万円	750万円	250万円	50万円	

（※）特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。

がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

意向確認 [ご加入前のご確認]

重病克服支援給付は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保険金のお支払いに関するご注意

被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類と お支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 ^{※1}
7大疾病 保険金 ^{※13}	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を 経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により 初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要と する状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接 の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・脳 内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初め て医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等 の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾 病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン 療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師 によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認め る永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により 診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内新生物 保険金		加入日前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加 入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時とも含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含まれません。また終日血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、制限をいいます。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ型)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜透析法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。

P.33

- 保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

掛金

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

◎月額掛金

<保険期間1年・集団扱月払・主契約保険金額500万円・300万円・200万円>

男性									
年齢【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者								
	500 万円			300 万円			200 万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮 内新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮 内新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮 内新生物 保障特約
	500 万円	250 万円	50 万円	300 万円	150 万円	30 万円	200 万円	100 万円	20 万円
16～20歳 (2002.3.2～2007.3.1)	848円	325円	65円	552円	195円	39円	404円	130円	26円
21～25歳 (1997.3.2～2002.3.1)	1,103円	350円	65円	705円	210円	39円	506円	140円	26円
26～30歳 (1992.3.2～1997.3.1)	1,128円	400円	70円	720円	240円	42円	516円	160円	28円
31～35歳 (1987.3.2～1992.3.1)	1,373円	525円	80円	867円	315円	48円	614円	210円	32円
36～40歳 (1982.3.2～1987.3.1)	1,828円	675円	100円	1,140円	405円	60円	796円	270円	40円
41～45歳 (1977.3.2～1982.3.1)	2,498円	975円	150円	1,542円	585円	90円	1,064円	390円	60円
46～50歳 (1972.3.2～1977.3.1)	4,113円	1,700円	235円	2,511円	1,020円	141円	1,710円	680円	94円
51～55歳 (1967.3.2～1972.3.1)	6,768円	2,700円	360円	4,104円	1,620円	216円	2,772円	1,080円	144円
56～60歳 (1962.3.2～1967.3.1)	10,548円	4,600円	620円	6,372円	2,760円	372円	4,284円	1,840円	248円
61～65歳 (1957.3.2～1962.3.1)	16,393円	7,325円	1,135円	9,879円	4,395円	681円	6,622円	2,930円	454円

女性									
年齢【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者								
	500 万円			300 万円			200 万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮 内新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮 内新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮 内新生物 保障特約
	500 万円	250 万円	50 万円	300 万円	150 万円	30 万円	200 万円	100 万円	20 万円
16～20歳 (2002.3.2～2007.3.1)	723円	325円	75円	477円	195円	45円	354円	130円	30円
21～25歳 (1997.3.2～2002.3.1)	848円	375円	125円	552円	225円	75円	404円	150円	50円
26～30歳 (1992.3.2～1997.3.1)	1,053円	500円	160円	675円	300円	96円	486円	200円	64円
31～35歳 (1987.3.2～1992.3.1)	1,463円	725円	225円	921円	435円	135円	650円	290円	90円
36～40歳 (1982.3.2～1987.3.1)	2,108円	1,100円	305円	1,308円	660円	183円	908円	440円	122円
41～45歳 (1977.3.2～1982.3.1)	3,038円	1,825円	400円	1,866円	1,095円	240円	1,280円	730円	160円
46～50歳 (1972.3.2～1977.3.1)	3,808円	2,375円	500円	2,328円	1,425円	300円	1,588円	950円	200円
51～55歳 (1967.3.2～1972.3.1)	4,953円	3,025円	515円	3,015円	1,815円	309円	2,046円	1,210円	206円
56～60歳 (1962.3.2～1967.3.1)	6,083円	4,025円	595円	3,693円	2,415円	357円	2,498円	1,610円	238円
61～65歳 (1957.3.2～1962.3.1)	8,598円	4,775円	805円	5,202円	2,865円	483円	3,504円	1,910円	322円

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・60歳以下の方が、特約を新規付加することができます。
- ・記載の掛金には保険料に加えて主契約に下記の制度運営費が含まれています。
主契約 本人：108円 配偶者：108円
- ・記載の年齢以外の掛金は引受保険会社までお問い合わせください。

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
 - 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき
 - 高度障害保険金について
 - ・被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
 - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.33

<お知らせ> 保険年齢59歳以上の組合員の皆さまへ

2017年9月1日更新分より、重病克服支援給付に**100万円**コースが増設されています。
退職後に継続していただいた場合、保険料の上昇を抑えることが出来ます。

◎月額掛金 <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額100万円、7大疾病保障特約保険金額50万円、がん・上皮内新生物保障特約保険金額10万円>

主契約 保険金額	年齢【保険年齢】 (生年月日)	男性(本人・配偶者)				女性(本人・配偶者)			
		合計掛金	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内 新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内 新生物保障特約
100万円	59～60歳 (1962.3.2～1964.3.1)	3,240円	2,196円	920円	124円	2,227円	1,303円	805円	119円
	61～65歳 (1957.3.2～1962.3.1)	5,057円	3,365円	1,465円	227円	2,922円	1,806円	955円	161円

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・60歳以下の方が、特約を新規付加することができます。
- ・記載の掛金には保険料に加えて主契約に下記の制度運営費が含まれています。
主契約 本人：108円 配偶者：108円

●MYメディカルサポートのご案内

特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のいずれかを受け取られた方が無料でご利用いただける電話相談サービスです。各種相談サービスは3年間ご利用いただけます。

24時間健康・医療相談

例えばこんな時に……

- 夜中に子どもが泣きやまない。どうしよう。
- 6カ月も医者に通っているが、なかなかよくなる。

健康に関する不安や心配なことを、24時間・年中無休のフリーダイヤルでご相談いただけます。

メンタルヘルス相談

例えばこんな時に……

- 毎日がなんとなく不安で、鬱々としている。
- 最近疲れやすい。医者に診てもらったがどこにも異常はないと言われた。

電話または面談にて臨床心理士等の専門家がカウンセリングを行います。(電話相談は無料。面接相談は年間5回まで無料で、6回目から10,000円程度がかかります。)

セカンドオピニオン

●セカンドオピニオン

- ◆例えばこんな時に……
 - 現在の治療方針に不安がある
 - ほかの治療法がないのか知りたい
 - セカンドオピニオンを取る必要があるかまず専門家に相談したい

より良い医療を選択するために、現在の診断に対する見解や、今後の治療方針・方法などについての意見を聞くことができます。一定の条件が満たされる場合には各専門分野の医師が在籍する医療機関での受診を手配・紹介します。

●糖尿病相談・専門医紹介サービス

- ◆例えばこんな時に……
 - 健康診断の結果、血糖値の数値が高い
 - 血糖コントロールがうまくできない
 - 糖尿病と診断されたが、治療方法が不安……

糖尿病の早期治療・重症化防止のお手伝いをいたします。
優秀糖尿病臨床医の紹介、専門医療機関を案内いたします。

※本サービスの利用者は7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)に加入し、特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のいずれかを受け取られた方です。

詳細はサービスの提供開始時に送付される「MYメディカルサポート利用者規約」を参照ください。

※本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

⑥ 医療保障保険

【保険期間】2022年9月1日(木)～2023年8月31日(木)



加入対象者



保障内容等(契約概要部分)

- この保険は、病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 死亡のとき、所定の死亡保険金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

保障内容	本 人・配偶者		本 人・配偶者・子ども
	10,000 円	6,000 円	4,000 円
病気やケガで、 継続して2日以上入院したとき 【入院給付金】	日額 10,000 円 ×入院日数	日額 6,000 円 ×入院日数	日額 4,000 円 ×入院日数
死亡したとき 【死亡保険金】	10 万円	10 万円	10 万円

保険金・給付金のお支払いに関するご注意



入院には、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- お支払いの対象となる入院は、加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により、保険期間中に治療を目的としたものであることを要します。
この保険の加入日前に発生した原因による入院や、加入日前からの入院は、お支払いの対象となりません。
※ただし、この保険の加入日から2年経過した後に入院を開始した場合は、加入日前の原因による場合でもお支払いします。
- 同一の原因により、継続して2日以上入院したとき、入院給付金をお支払いします。
ただし、1回の入院では124日、他の回の入院も通算して700日がお支払日数の限度です。
なお、お支払事由に該当する入院中に保険が満了となった場合、満了後のその入院は保険期間中の入院とみなし、お支払いの対象となります。
- 保険金・給付金の受取人は次の通りです。
入院給付金：主契約の被保険者
死亡保険金：被保険者が指定した方(ただし家族特約における死亡保険金は主契約の被保険者となります。)

そのほかにも入院給付金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.36

意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障保険は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

掛金

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

◎月額掛金

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者		
	10,000 円	6,000 円	4,000 円
15 ～ 19 歳 (2003.3.2 ～ 2008.3.1)	2,283 円	1,383 円	933 円
20 ～ 24 歳 (1998.3.2 ～ 2003.3.1)	2,911 円	1,759 円	1,183 円
25 ～ 29 歳 (1993.3.2 ～ 1998.3.1)	3,341 円	2,017 円	1,355 円
30 ～ 34 歳 (1988.3.2 ～ 1993.3.1)	3,501 円	2,113 円	1,419 円
35 ～ 39 歳 (1983.3.2 ～ 1988.3.1)	3,493 円	2,109 円	1,417 円
40 ～ 44 歳 (1978.3.2 ～ 1983.3.1)	3,860 円	2,332 円	1,568 円
45 ～ 49 歳 (1973.3.2 ～ 1978.3.1)	4,418 円	2,670 円	1,796 円
50 ～ 54 歳 (1968.3.2 ～ 1973.3.1)	5,614 円	3,394 円	2,284 円
55 ～ 59 歳 (1963.3.2 ～ 1968.3.1)	7,197 円	4,357 円	2,937 円
60 ～ 64 歳 (1958.3.2 ～ 1963.3.1)	9,759 円	5,915 円	3,993 円
65 ～ 69 歳 (1953.3.2 ～ 1958.3.1)	14,002 円	8,494 円	5,740 円

年齢【保険年齢】 (生年月日)	こども
	4,000 円
3 ～ 22 歳 (2000.3.2 ～ 2020.3.1)	1,000 円

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

医療保障保険

つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金・給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金・給付金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 入院給付金について
 - ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
- 死亡保険金について
 - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき

そのほかにも入院給付金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.33

7 総合医療制度

(総合医療サポートコース+総合医療サポートオプションコース)

【保険期間】2022年9月1日(木)~2023年8月31日(木)



保障内容等(契約概要部分)

総合医療サポートコース

加入対象者

- 病気や不慮の事故で、継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けられたときにも、それぞれ給付金をお支払いします。



※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、高度障害保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

総合医療サポートオプションコース

加入対象者

- 所定の病気により入院した場合、入院保険金を1日目からお支払いします。
- 所定の病気により所定の手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。



具体的な給付例

入院給付金、入院保険金・手術基準 日額5,000円加入の場合

事例A

上皮内がんを発症し、日帰りでファイバースコープ手術を受けた場合



総合医療サポートコースより
手術給付金 5,000円 × 10倍 = 5万円
総合医療サポートオプションコースより
三大疾病手術保険金 5,000円 × 10倍 = 5万円

給付合計 10万円

※総合医療サポートコースの単独加入の場合、2倍給付

事例B

帝王切開で帝王切開娩出術を受け、その後継続して10日間入院



総合医療サポートコースより
疾病入院給付金 5,000円 × 10日間 = 5万円
手術給付金 5,000円 × 10倍 = 5万円
総合医療サポートオプションコースより
女性疾病入院保険金 5,000円 × 10日間 = 5万円
女性疾病手術保険金 5,000円 × 10倍 = 5万円

給付合計 20万円

※総合医療サポートコースの単独加入の、2倍給付

事例C

盲腸で手術を受け
継続して6日間入院
※虫垂切除術



総合医療サポートコースより
疾病入院給付金 5,000円 × 6日間 = 3万円
手術給付金 5,000円 × 10倍 = 5万円

給付合計 8万円

※総合医療サポートオプションコースは、給付対象外

事例D

腎不全で腎移植手術を受け
継続して20日間入院



総合医療サポートコースより
疾病入院給付金 5,000円 × 20日間 = 10万円
手術給付金 5,000円 × 40倍 = 20万円
総合医療サポートオプションコースより
腎臓病・肝臓病入院保険金 5,000円 × 20日間 = 10万円
腎臓病・肝臓病手術保険金 5,000円 × 40倍 = 20万円

給付合計 60万円

※総合医療サポートコースの単独加入と比較して、2倍の給付

意向確認【ご加入前のご確認】

総合医療サポートコースは、病気や不慮の事故による入院・手術等に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。
約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

総合医療サポートオプションコースは、所定の病気により入院したり手術を受けたとき等の補償の確保を主な目的とする損害保険です。
保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。

ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

総合医療サポートコース

【保険契約の型：B型、入院給付金の型：2-365日型、入院給付金日額3,000円・4,000円・5,000円】

保障内容	本 人・配偶者		
	3,000 円	4,000 円	5,000 円
三大疾病で継続して2日以上入院のとき 〔疾病入院・三大疾病入院給付金〕	日額 6,000 円 ×入院日数	日額 8,000 円 ×入院日数	日額 10,000 円 ×入院日数
三大疾病以外の病気で継続して2日以上入院のとき 〔疾病入院給付金〕	日額 3,000 円 ×入院日数	日額 4,000 円 ×入院日数	日額 5,000 円 ×入院日数
災害で継続して2日以上入院のとき 〔災害入院給付金〕	日額 3,000 円 ×入院日数	日額 4,000 円 ×入院日数	日額 5,000 円 ×入院日数
災害や病気で所定の集中治療室管理を受けられたとき 〔集中治療室管理給付金〕	日額 3,000 円 ×集中治療室管理日数	日額 4,000 円 ×集中治療室管理日数	日額 5,000 円 ×集中治療室管理日数
災害や病気で所定の手術を受けられたとき 〔手術給付金〕	手術の種類に応じて 1.5・3・6・12 万円	手術の種類に応じて 2・4・8・16 万円	手術の種類に応じて 2.5・5・10・20 万円
給付倍率 40 倍の手術給付金の支払われる手術を受け、 手術の日から継続して 30 日以上入院のとき 〔手術後療養給付金〕	1 回の手術につき 3 万円	1 回の手術につき 4 万円	1 回の手術につき 5 万円
死亡・高度障害のとき 〔死亡・高度障害保険金〕	30 万円	40 万円	50 万円

総合医療サポートオプションコース

保障内容	本 人・配偶者		
	3,000 円 C・CL コース	4,000 円 B・BL コース	5,000 円 A・AL コース
所定の生活習慣病の治療を 目的として1日以上入院したとき 〔糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病入院保険金〕	日額 3,000 円 ×入院日数	日額 4,000 円 ×入院日数	日額 5,000 円 ×入院日数
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を 直接の目的として所定の手術を受けたとき 〔三大疾病・糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病手術保険金〕	手術の種類に応じて 3・6・12 万円	手術の種類に応じて 4・8・16 万円	手術の種類に応じて 5・10・20 万円
所定の要介護状態になったとき 〔介護保険金〕	100 万円 (1 回を限度)	100 万円 (1 回を限度)	100 万円 (1 回を限度)

女性のみの	保障内容	CL コース	BL コース	AL コース
	女性疾病の治療を目的として 1日以上入院したとき [女性疾病入院保険金]	日額 3,000 円 ×入院日数	日額 4,000 円 ×入院日数	日額 5,000 円 ×入院日数
	女性疾病の治療を直接の目的として 所定の手術を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 3・6・12 万円	手術の種類に応じて 4・8・16 万円	手術の種類に応じて 5・10・20 万円
	女性が特定障害の治療を直接の目的として 所定の形成術等を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 6・12 万円	手術の種類に応じて 8・16 万円	手術の種類に応じて 10・20 万円

親介護をセットすることができます。

親介護	保障内容	P コース
	親が所定の要介護状態になったとき 〔親介護保険金〕	親介護保険金額 100 万円 (1 回を限度)

- ・糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金、女性疾病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき365日、通算して700日を限度とします。
- ・手術保険金のお支払限度はありません。ただし一部制限を設けている手術の種類があります。
- ・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。

◎お支払対象となる疾病は、つぎの通りです。

三大疾病：がん(上皮内がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中

所定の生活習慣病：糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病

女性疾病：子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。

お支払対象となる疾病、要介護状態等の詳細については、参照ページをご確認ください。

P.38

掛金

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の年齢以外の掛金は引受保険会社までお問い合わせください。

総合医療サポートコース

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

◎月額掛金

<保険期間1年、集団扱月払>

(保険契約の型：B型、入院給付金の型：2-365日型、入院給付金日額3,000円・4,000円・5,000円)

年齢【保険年齢】 (生年月日)	男性			女性		
	本人・配偶者			本人・配偶者		
	3,000円	4,000円	5,000円	3,000円	4,000円	5,000円
16～20歳 (2002.3.2～2007.3.1)	861円	1,148円	1,435円	855円	1,140円	1,425円
21～25歳 (1997.3.2～2002.3.1)	939円	1,252円	1,565円	927円	1,236円	1,545円
26～30歳 (1992.3.2～1997.3.1)	1,029円	1,372円	1,715円	1,020円	1,360円	1,700円
31～35歳 (1987.3.2～1992.3.1)	1,095円	1,460円	1,825円	1,089円	1,452円	1,815円
36～40歳 (1982.3.2～1987.3.1)	1,212円	1,616円	2,020円	1,206円	1,608円	2,010円
41～45歳 (1977.3.2～1982.3.1)	1,410円	1,880円	2,350円	1,398円	1,864円	2,330円
46～50歳 (1972.3.2～1977.3.1)	1,836円	2,448円	3,060円	1,815円	2,420円	3,025円
51～55歳 (1967.3.2～1972.3.1)	2,211円	2,948円	3,685円	2,169円	2,892円	3,615円
56～60歳 (1962.3.2～1967.3.1)	2,922円	3,896円	4,870円	2,847円	3,796円	4,745円
61～65歳 (1957.3.2～1962.3.1)	4,050円	5,400円	6,750円	3,912円	5,216円	6,520円

総合医療サポートオプションコース

掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

◎月額掛金

<入院保険金日額・手術基準日額：3,000円・4,000円・5,000円、介護保険金額：全コース一律100万円>

年齢【保険年齢】 (生年月日)	男性			女性		
	本人・配偶者			本人・配偶者		
	3,000円 Cコース	4,000円 Bコース	5,000円 Aコース	3,000円 CLコース	4,000円 BLコース	5,000円 ALコース
16～20歳 (2002.3.2～2007.3.1)	100円	120円	140円	280円	350円	430円
21～25歳 (1997.3.2～2002.3.1)	100円	120円	140円	300円	380円	470円
26～30歳 (1992.3.2～1997.3.1)	110円	140円	150円	390円	520円	620円
31～35歳 (1987.3.2～1992.3.1)	120円	150円	170円	370円	480円	580円
36～40歳 (1982.3.2～1987.3.1)	120円	160円	200円	380円	510円	640円
41～45歳 (1977.3.2～1982.3.1)	140円	170円	210円	460円	600円	750円
46～50歳 (1972.3.2～1977.3.1)	180円	230円	260円	580円	770円	930円
51～55歳 (1967.3.2～1972.3.1)	280円	340円	430円	740円	960円	1,200円
56～60歳 (1962.3.2～1967.3.1)	420円	520円	620円	940円	1,210円	1,490円
61～65歳 (1957.3.2～1962.3.1)	650円	770円	880円	1,190円	1,490円	1,780円

親介護

<親介護保険金額：100万円>

親の年齢 【保険年齢】 (生年月日)	30～35歳 (1987.3.2～ 1993.3.1)	36～40歳 (1982.3.2～ 1987.3.1)	41～45歳 (1977.3.2～ 1982.3.1)	46～50歳 (1972.3.2～ 1977.3.1)	51～55歳 (1967.3.2～ 1972.3.1)	56～60歳 (1962.3.2～ 1967.3.1)	61～65歳 (1957.3.2～ 1962.3.1)	66～70歳 (1952.3.2～ 1957.3.1)	71～75歳 (1947.3.2～ 1952.3.1)	76～80歳 (1942.3.2～ 1947.3.1)
100万円 Pコース	10円	10円	20円	30円	70円	140円	300円	610円	1,300円	2,770円

保険金・給付金のお支払いに関するご注意

! 保険金・給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

総合医療サポートコース

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。
- 入院給付金(三大疾病・疾病・災害入院給付金)、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金のお支払いは、加入日以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を原因とする場合に限りです。
- 各給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度日数・回数		備考
		通算	
三大疾病入院給付金	—	—	お支払日数の限度はありません。
疾病入院給付金	1回の入院につき 365日	1,095日	三大疾病の治療を目的とする入院の場合はお支払日数の限度はありません。
災害入院給付金			—
集中治療給付金	—	120日	集中治療給付金をお支払いする日数を通算して120日が限度です。
手術給付金	—	—	お支払回数には限度はありません。
手術後療養給付金	—	—	

入院については、参照ページの「【入院について】」の項目をご覧ください。

P.36

- 疾病または三大疾病の発生(発病)には、疾病または三大疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時を含めます。
- 保険金・給付金の受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
高度障害保険金および各給付金：被保険者

そのほかにも保険金・給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.37

総合医療サポートオプションコース

- 保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金の支払事由に該当したときに保険金をお支払いします。
- 保険期間満了後の入院・手術等は保険金支払の対象となりません。
- 保険期間開始日より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。
(注)したがって、保険期間開始日より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
- 手術保険金は、所定の手術を受けた場合に保険金支払の対象となります。骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ばってい)術)や単なる皮膚の縫合術など、手術保険金の支払対象にならない手術があります。
- 同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。
- 介護保険金・親介護保険金は、公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合にお支払いします。
- 支払保険金額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、疾病・傷害が発生した時の支払条件で算出した額と、入院や手術等をした時の支払条件で算出した額のいずれか低い金額となります。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお支払いいただきます。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.38

つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。

! 以下のような場合には、保険金・給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金・給付金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき

総合医療サポートコース

- 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき
- 高度障害保険金について
 - ・被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
 - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 入院給付金(三大疾病・疾病・災害入院給付金)、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金について
 - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

そのほかにも保険金・給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.33

総合医療サポートオプションコース

- 入院保険金、手術保険金について(三大疾病手術保険金を除きます。)
 - ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- 介護保険金について
 - ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 親介護保険金について
 - ・被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.33

◎この医療保険契約には下記の特約がセットされています。

三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約

⑧ ロングサポートコース

【保険期間】2022年9月1日(木)からご加入者が保険年齢75歳になられた直後の契約応当日の前日まで(注)



加入対象者



保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢75歳までの保障が準備できます。(注)
- 保険期間中に途中で解約(脱退)した場合は、解約返戻金をお支払いする場合があります。

保障内容	保障額
死亡または所定の高度障害状態になったとき [死亡・高度障害保険金]	500万円 300万円

(注) ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。
更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

保険金のお支払いに関するご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は、被保険者が指定した方です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
- 高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合をいいます。
 - ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - ③ 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの^{*}
※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
 - ④ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑤ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑥ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑦ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 疾病の発生には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。
- 保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
高度障害保険金：被保険者

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.40

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

ロングサポートコースは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

掛金

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。（既加入の方の掛金は、ご加入時の年齢および保険料率が適用されます。）

◎月額掛金

（単位：円）＜保険期間75歳満了、集団扱月払、保険金額500万円・300万円＞

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性		年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性	
	本 人・配偶者		本 人・配偶者			本 人・配偶者		本 人・配偶者	
	500 万円	300 万円	500 万円	300 万円		500 万円	300 万円	500 万円	300 万円
16 歳 (2006.3.2～2007.3.1)	2,263	1,401	1,423	897	39 歳 (1983.3.2～1984.3.1)	3,678	2,250	2,128	1,320
17 歳 (2005.3.2～2006.3.1)	2,303	1,425	1,443	909	40 歳 (1982.3.2～1983.3.1)	3,778	2,310	2,173	1,347
18 歳 (2004.3.2～2005.3.1)	2,343	1,449	1,468	924	41 歳 (1981.3.2～1982.3.1)	3,883	2,373	2,218	1,374
19 歳 (2003.3.2～2004.3.1)	2,388	1,476	1,488	936	42 歳 (1980.3.2～1981.3.1)	3,988	2,436	2,268	1,404
20 歳 (2002.3.2～2003.3.1)	2,428	1,500	1,513	951	43 歳 (1979.3.2～1980.3.1)	4,108	2,508	2,318	1,434
21 歳 (2001.3.2～2002.3.1)	2,473	1,527	1,538	966	44 歳 (1978.3.2～1979.3.1)	4,228	2,580	2,373	1,467
22 歳 (2000.3.2～2001.3.1)	2,518	1,554	1,558	978	45 歳 (1977.3.2～1978.3.1)	4,353	2,655	2,433	1,503
23 歳 (1999.3.2～2000.3.1)	2,568	1,584	1,583	993	46 歳 (1976.3.2～1977.3.1)	4,488	2,736	2,488	1,536
24 歳 (1998.3.2～1999.3.1)	2,613	1,611	1,608	1,008	47 歳 (1975.3.2～1976.3.1)	4,623	2,817	2,548	1,572
25 歳 (1997.3.2～1998.3.1)	2,663	1,641	1,638	1,026	48 歳 (1974.3.2～1975.3.1)	4,773	2,907	2,608	1,608
26 歳 (1996.3.2～1997.3.1)	2,718	1,674	1,663	1,041	49 歳 (1973.3.2～1974.3.1)	4,923	2,997	2,673	1,647
27 歳 (1995.3.2～1996.3.1)	2,773	1,707	1,693	1,059	50 歳 (1972.3.2～1973.3.1)	5,083	3,093	2,738	1,686
28 歳 (1994.3.2～1995.3.1)	2,833	1,743	1,718	1,074	51 歳 (1971.3.2～1972.3.1)	5,253	3,195	2,803	1,725
29 歳 (1993.3.2～1994.3.1)	2,893	1,779	1,753	1,095	52 歳 (1970.3.2～1971.3.1)	5,428	3,300	2,873	1,767
30 歳 (1992.3.2～1993.3.1)	2,953	1,815	1,783	1,113	53 歳 (1969.3.2～1970.3.1)	5,613	3,411	2,943	1,809
31 歳 (1991.3.2～1992.3.1)	3,023	1,857	1,818	1,134	54 歳 (1968.3.2～1969.3.1)	5,803	3,525	3,018	1,854
32 歳 (1990.3.2～1991.3.1)	3,088	1,896	1,848	1,152	55 歳 (1967.3.2～1968.3.1)	6,013	3,651	3,093	1,899
33 歳 (1989.3.2～1990.3.1)	3,163	1,941	1,888	1,176	56 歳 (1966.3.2～1967.3.1)	6,213	3,771	3,168	1,944
34 歳 (1988.3.2～1989.3.1)	3,238	1,986	1,923	1,197	57 歳 (1965.3.2～1966.3.1)	6,423	3,897	3,243	1,989
35 歳 (1987.3.2～1988.3.1)	3,323	2,037	1,963	1,221	58 歳 (1964.3.2～1965.3.1)	6,643	4,029	3,328	2,040
36 歳 (1986.3.2～1987.3.1)	3,403	2,085	1,998	1,242	59 歳 (1963.3.2～1964.3.1)	6,873	4,167	3,413	2,091
37 歳 (1985.3.2～1986.3.1)	3,493	2,139	2,043	1,269	60 歳 (1962.3.2～1963.3.1)	7,123	4,317	3,508	2,148
38 歳 (1984.3.2～1985.3.1)	3,583	2,193	2,083	1,293					

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 記載の掛金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人：108円 配偶者：108円

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。

！ 以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき
- 高度障害保険金について
 - ・被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
 - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.33

⑨ ご注意いただきたいこと



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部の お取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	33
保険金・給付金をお支払いできない場合について	33
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	34
遺族・障害年金補完給付	34
医療保障保険	36
総合医療制度＜総合医療サポートコース＞	37
総合医療制度＜総合医療サポートオプションコース＞	38
重病克服支援給付	40
ロングサポートコース	40
収入補償サポート給付	40
その他の	41

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

遺族・障害年金補完給付・総合医療制度＜総合医療サポートコース＞・重病克服支援給付・ロングサポートコース

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿、その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)

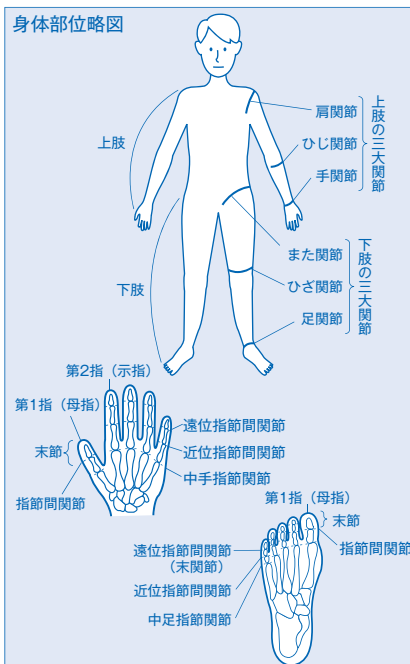
- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



保険金・給付金をお支払いできない場合について

遺族・障害年金補完給付・医療保障保険・総合医療制度＜総合医療サポートコース＞・総合医療制度＜総合医療サポートオプションコース＞・重病克服支援給付・ロングサポートコース・収入補償サポート給付
次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
 - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
 - *告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
 - ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注収入補償サポート給付を除く)、●その他上記と同等の事由があつたとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

遺族・障害年金補完給付

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額
障害保険金	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害保険金額 (死亡保険金額と同額)
障害初期給付金	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害初期給付金額 (死亡保険金額の1割相当) ※更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。
災害保険金	この特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日以後に発病した特定感染症を直接の原因として保険期間中に死亡した場合	災害保険金額
障害給付金	この特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当した場合	障害給付金額 (身体障害の程度に応じて、災害保険金額の100%～10%)
入院給付金	この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に入院を開始した場合 (災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院することを条件とします。 「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。)	入院給付金日額×入院日数 (同一の不慮の事故による保険期間中の入院日数が5日以上となった入院であること)

【障害保険金・障害初期給付金】(障害特約について)

※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。

※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。

※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。

※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金もしくは障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。

①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合

②初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合

③社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合

障害保険金・障害初期給付金の対象となる障害状態とは

障害年金1級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)

1. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
2. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
5. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
6. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
7. 両上肢のすべての指を欠くもの
8. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
9. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
10. 両下肢を足関節以上で欠くもの
11. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
13. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
14. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害初期給付金の対象となる障害状態とは

障害年金2級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)

1. 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
2. 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
5. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
6. 平衡機能に著しい障害を有するもの
7. そしゃくの機能を欠くもの
8. 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
9. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
10. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
11. 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
12. 1上肢のすべての指を欠くもの
13. 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
14. 両下肢のすべての指を欠くもの
15. 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
16. 1下肢を足関節以上で欠くもの

17. 体幹の機能に歩くことのできない程度の障害を有するもの
18. 前各号に掲げるもののほか、身体機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
19. 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
20. 身体機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

【災害保険金】(災害保障特約について)

給付割合表

等級	身体障害の程度	給付割合
第1級	高度障害条項(7項目)と同じ	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

身体障害の程度とは

※高度障害状態の身体障害の程度については「高度障害状態について」をご覧ください。

1. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。

3. 言語またはしゃくの障害

(1)「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。

(2)「しゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害(聴力障害)

(1)聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行います。

(2)「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

(3)「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が70デシベル以上(40cmを超えると話声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 鼻の障害

(1)「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

(2)「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

(2)「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

7. 脊柱の障害

- (1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3)「脊柱(頸椎を除く)の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

8. 手指の障害

- (1)手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2)「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

- (1)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金 障害保険金 障害初期給付金	●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人等の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
災害保険金 障害給付金 入院給付金	●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ●災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

医療保障保険

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	その被保険者について定められた死亡保険金額

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設
(注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】

- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

【1回の入院開始の原因が複数である場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
 - ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
 - ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
死亡保険金	●その被保険者についての加入日から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

総合医療制度＜総合医療サポートコース＞

保険金・給付金のお支払いについて

加入日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害により、保険期間中に被保険者がつぎの「お支払いする場合」に該当したときは、保険金・給付金をお支払いします。

項目	お支払いする場合	お支払内容
災害入院給付金	不慮の事故による傷害で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※同一事故による入院は365日分、通算1,095日分がお支払限度です。
疾病入院給付金	疾病で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院は365日分、通算1,095日分がお支払限度です。ただし、三大疾病の治療を目的とする入院はお支払限度の対象外です。
三大疾病入院給付金	三大疾病で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※お支払日数には限度がありません。
集中治療給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の集中治療室管理を受けられたとき	集中治療室管理1日につき、入院給付金日額と同額をお支払いします。 ※お支払日数を通算して120日分がお支払限度です。
手術給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の手術を受けられたとき	手術1回につき、入院給付金日額×(対象となる手術の種類に対する給付倍率)をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
手術後療養給付金	給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受けられ、手術の日から継続して30日以上入院されたとき	手術1回につき、手術を受けた日の入院給付金日額×10をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

●災害入院給付金と疾病入院給付金が重複する場合には、重複する期間については災害入院給付金のみをお支払いします。

●次の3つの入院は、疾病入院給付金のお支払対象となります。

- ①加入日以後に発生した、不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
- ②加入日以後に発生した、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
- ③加入日以後に開始した、異常分娩のための入院

●【入院について】【転入院または再入院された場合】【2回以上入院された場合】については、医療保障保険の記載を参照ください。

【入院中に保険期間が満了した場合】

●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了(高度障害で保険期間が満了した場合を含む)し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

●「不慮の事故」「三大疾病」「所定の集中治療室管理」「所定の手術」については、「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。

＜ご注意＞

【三大疾病の治療を目的とした入院について】

●三大疾病の治療を目的とした入院については、入院給付金のお支払制限(1入院365日、通算1,095日)はありません。対象となる三大疾病にはつぎのような事例があります。

悪性新生物・ 上皮内新生物 (がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症＜多血症＞、骨髓異形成症候群、慢性骨髓増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

●対象となる三大疾病を直接的医学的原因とする続発症・合併症・後遺症であると引受保険会社が認めたものはその対象に含みます。

●「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。(総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象とはなりません。)

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
災害入院給付金 疾病入院給付金 集中治療給付金 手術給付金 手術後療養給付金	●被保険者の薬物依存または自殺行為によるとき(ただし、災害入院給付金を除きます。) ●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の犯罪行為によるとき ●被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき ●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないとき(ただし、手術給付金・手術後療養給付金を除きます。)

総合医療制度＜総合医療サポートオプションコース＞

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
糖尿病・高血圧 入院保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数 *1回の入院に対し365日、通算700日が限度
腎臓病・肝臓病 入院保険金	腎臓病・肝臓病の治療を目的として入院したとき	
女性疾病入院保険金 三大疾病手術保険金	女性疾病の治療を目的として入院したとき 三大疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
糖尿病・高血圧 手術保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍 *お支払回数に限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
腎臓病・肝臓病 手術保険金	腎臓病・肝臓病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
女性疾病手術保険金	女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき 女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき	
介護保険金	公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	介護保険金額 *1回を限度とします。
親介護保険金	被保険者の親が公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または被保険者の親が保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	親介護保険金額 *1回を限度とします。

- 入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術等はお支払いの対象となりません。
- 保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。
(注)したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれかが低い額とします。
 - ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
 - ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。
- 被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ばってい)術)や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。
- 同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払いいただきます。
- 三大疾病手術保険金における三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)には、次のような事例があります。

悪性新生物・ 上皮内新生物 (がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
--------------------------------	--	---

急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。

- 糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病
高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患

- 腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1. 糸球体疾患 2. 腎尿細管間質性疾患 3. 腎不全	4. 尿路結石症 5. 腎および尿管のその他の障害
肝臓病	6. ウイルス肝炎 7. 肝疾患	

- 女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾病の範囲は次のとおりです。

悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物 2. 女性生殖器の悪性新生物	
乳房および女性生殖器の疾患	3. 乳房の障害 4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患	5. 女性生殖器の非炎症性障害 6. 女性生殖器の先天奇形
妊娠、分娩および産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠 8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害 9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害 10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	11. 分娩の合併症 12. 分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く) 13. 主として産褥に関連する合併症 14. その他の産科的病態、他に分類されないもの
乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物 16. 子宮平滑筋腫 17. 子宮のその他の良性新生物 18. 卵巣の良性新生物	19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 21. 乳房の性状不詳または不明の新生物

- 女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

瘢痕(はんこん)の原因となった傷害または疾病	1. 瘢痕(はんこん)に対する植皮術 2. 瘢痕(はんこん)形成術(非観血手術を除く)
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)
乳房切除の原因となった傷害または疾病	4. 乳房切除術(生検を除く)

- 介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。

- ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより介護が必要な状態	終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (ニ)衣類の着脱
認知症により介護が必要な状態	認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)歩行 (ロ)食事 (ハ)排せつ (ニ)入浴 (ホ)衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること (イ)徘徊をする、または迷子になる。 (ロ)過食、拒食または異食をする。 (ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 (ニ)乱暴行為または破壊行為をする。 (ホ)興奮し騒ぎ立てる。 (ヘ)火の不始末をする。 (ト)物を盗む、またはむやみに物を集める。

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 (三大疾病手術保険金を除く)	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存 ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。など
介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。など

親介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の親の故意または重大な過失 ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限りです。
--------	--

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができません。

重病克服支援給付

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

ロングサポートコース

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

収入補償サポート給付

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき

【補償対象期間について】

本人：5コース・10コース

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後(366日目)	満60歳に達した日*
満55歳以上の方		3年を限度*

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

●一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

本人：S1コース・S5コース

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後(91日目)	5年を限度*
満55歳以上の方		3年を限度*

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

●一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

- 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
 - その身体障害の治療のため、入院していること
 - (イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
 - (イ)(ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
- 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります。
また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。
なお、所得喪失率は、

1－
$$\frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$
 で算出されます。

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

* 初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

① 被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

② 被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

* 他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【保険金のお支払いに関する注意について】

● 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。

● 保険期間開始日より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。

ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。

(注)したがって、保険期間開始日より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。

● 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。

● 保険金は身体障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。

● 保険金受取人は被保険者本人になります。

【保険金・給付金のお支払いできない場合について】

次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	● 故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ● 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ● 妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ● 戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害 ● 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ● 地震、噴火またはこれらによる津波により被った身体障害による就業障害 ● 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害 ● 自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ● 精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。) ● 脱退後に開始した就業障害 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害については補償の対象となります。ただし、この特約による保険金の支払は、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大支官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害
F04～F09、F20～F51、F53、F59～F63、F68～F69、F84～F89、F91～F92、F95
例) 統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害など

その他

補償の重複について

収入補償サポート給付

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

重病克服支援給付・ロングサポートコース

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

総合医療制度＜総合医療サポートコース＞

● 代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情注がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

● 指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。

ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

* 保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

* 保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

- 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。
- お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- 指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
- 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

重病克服支援給付・ロングサポートコース

- 特定疾病保険金、リビング・ニーズ特約、7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約による保険金の受取人が被保険者の場合で、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が保険金を請求できない特別な事情^注があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。
 - （注）「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
 - 指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次のいずれかの方となります。
 - ・ 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者、もしくは3親等内の親族
 - お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
 - 保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。
 - ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
 - 指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
 - 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。
- * 特定疾病保険金、7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約による保険金は重病克服支援給付のみです。

総合医療制度＜総合医療サポートオプションコース＞・収入補償サポート給付

ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいなときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。）
- ② 上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族

※ 代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

遺族・障害年金補完給付・医療保障保険・総合医療制度＜総合医療サポートコース＞・重病克服支援給付・ロングサポートコース

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

総合医療制度＜総合医療サポートオプションコース＞・収入補償サポート給付

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日^注からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。

正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

（注）下線部分について

【収入補償サポート給付】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」となります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員（構成員）」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者（被保険者）や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

総合医療制度＜総合医療サポートオプションコース＞・収入補償サポート給付

告知の大切さについて、ご確認ください。

（注）収入補償サポート給付については、「【収入補償サポート給付内で加入内容を変更する場合のご注意】」もあわせてご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入（増額）時には重要な事項を正しく申し出いただく義務（告知義務）があります。
- ご加入（増額）の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内であれば、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。また、保険期間開始時^{*}から1年を経過していても、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。
- ※ 継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取扱いします。
- ご契約（増額部分）が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入（増額）のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入（増額）の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口（0120-661-320、受付時間：平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00～17：00）までご連絡ください。

【収入補償サポート給付内で加入内容を変更する場合のご注意】

収入補償サポート給付については、制度内で加入内容を変更する場合、更改後の年齢における既加入コースの保険料と、加入内容変更後の保険料を比較し、変更後の保険料の額が高くなるときは、新たに告知が必要です。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等申込書記載の告知内容に該当しない場合は、その加入内容の変更はできません。

※ 収入補償サポート給付においては、「増額」を「変更後の保険料の額が高くなる加入内容の変更」に読み替えて適用します。したがって、「増額」部分の解除とは、「変更後の保険料の額が高くなる加入内容の変更」前のコースに戻ることを指します。

《具体例》

現在の年齢：34歳、更改後の年齢：35歳、補償内容①で保険金月額15万円（Cコース）に加入

- ・補償内容①の保険料(免責期間365日、補償対象期間60歳)

年齢	保険金月額	5万円 Aコース	10万円 Bコース	15万円 Cコース
30歳～34歳		250円	500円	750円
35歳～39歳		300円	600円	900円

- ・補償内容②の保険料(免責期間7日、補償対象期間3年)

年齢	保険金月額	5万円 aコース	10万円 bコース	15万円 cコース
35歳～39歳		500円	1,000円	1,500円

◎変更後コース別の新たな告知の要否

既加入コース	C				
保険料	900円				
変更後コース	A	B	a	b	c
保険料	300円	600円	500円	1,000円	1,500円
告知要否	不要	不要	不要	要	要

※比較する保険料は、すべて更改後の年齢(35歳)に応じた保険料を使用します。

※具体例において、Cコース(保険金月額:15万円)からbコース(保険金月額:10万円)への変更は、保険金月額は減っていますが、変更後の保険料の額が高くなっていますので「増額」として取り扱いいます。

保険契約の解除について

総合医療制度＜総合医療サポートオプションコース＞・収入補償サポート給付

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で就業障害や保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

遺族・障害年金補完給付・医療保障保険・総合医療制度＜総合医療サポートコース＞・重病克服支援給付・ロングサポートコース

【ご照会・ご相談窓口】

- 制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス「<https://www.seiho.or.jp/>」)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険協会に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

総合医療制度＜総合医療サポートオプションコース＞・収入補償サポート給付

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客様相談室

0120-255-400(フリーダイヤル(無料))

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】＜保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)＞

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808(ナビダイヤル(有料))

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。
- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

取扱代理店

総合医療制度＜総合医療サポートオプションコース＞・収入補償サポート給付

有限会社イーリスサービス

電話番号：019-684-2860

明治安田生命保険相互会社

電話番号：019-654-1093

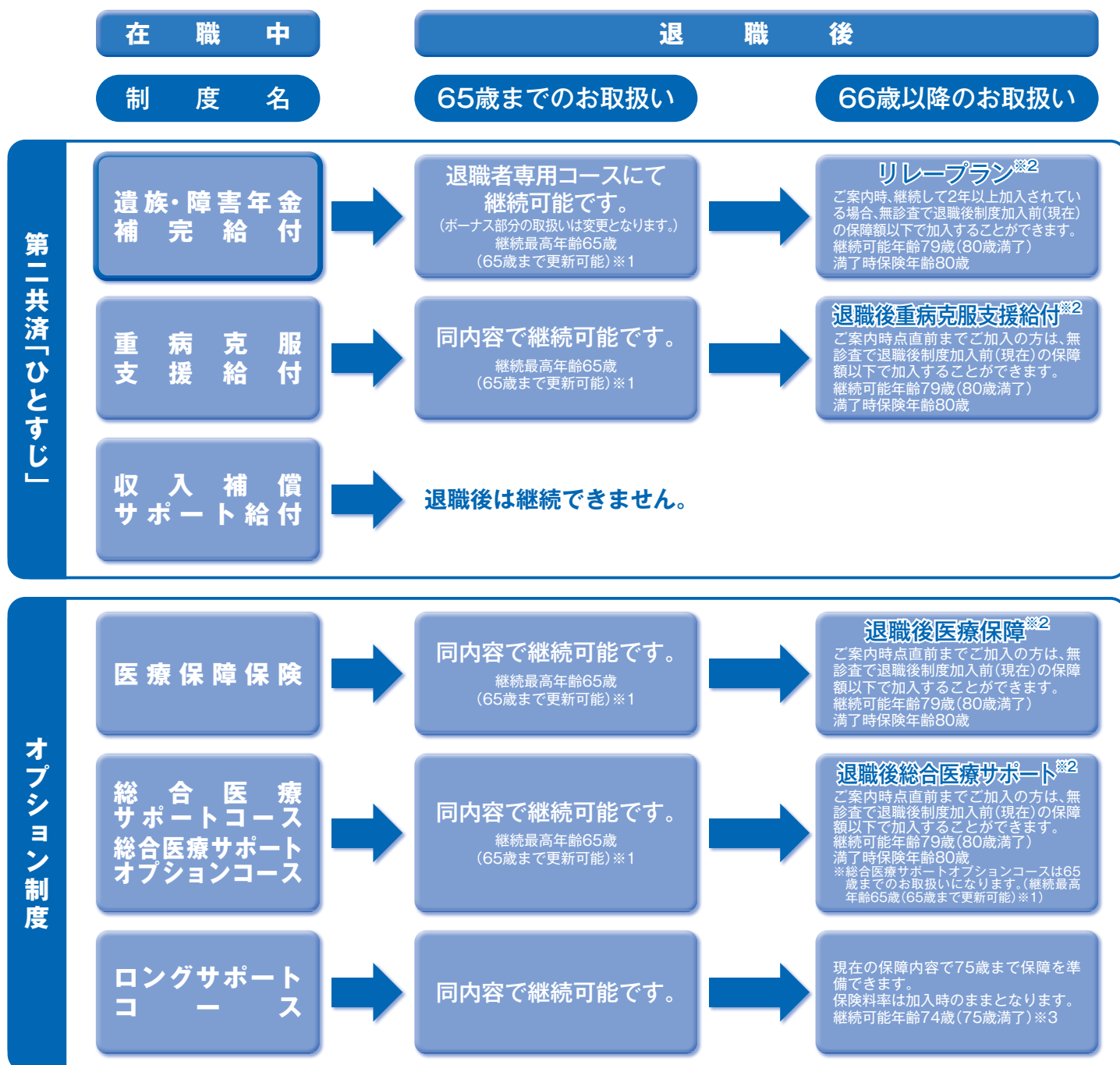
⑩ 退職後のお取扱い

現職中に学校生協 第二共済「ひとすじ」にご加入の方は、退職後も学校生協組合員として個別加入いただくことにより、保障を継続することができるようになっております。

※組合員を脱退される場合は退職をもって学校生協 第二共済「ひとすじ」は終了いたします。

※収入補償サポート給付については退職後は継続できません。

※詳細については、退職時に配付されるご退職後の手引きをご参照ください。



※1 遺族・障害年金補完給付、重病克服支援給付、収入補償サポート給付、医療保障保険、総合医療サポートコース、総合医療サポートオプションコースの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※2 記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

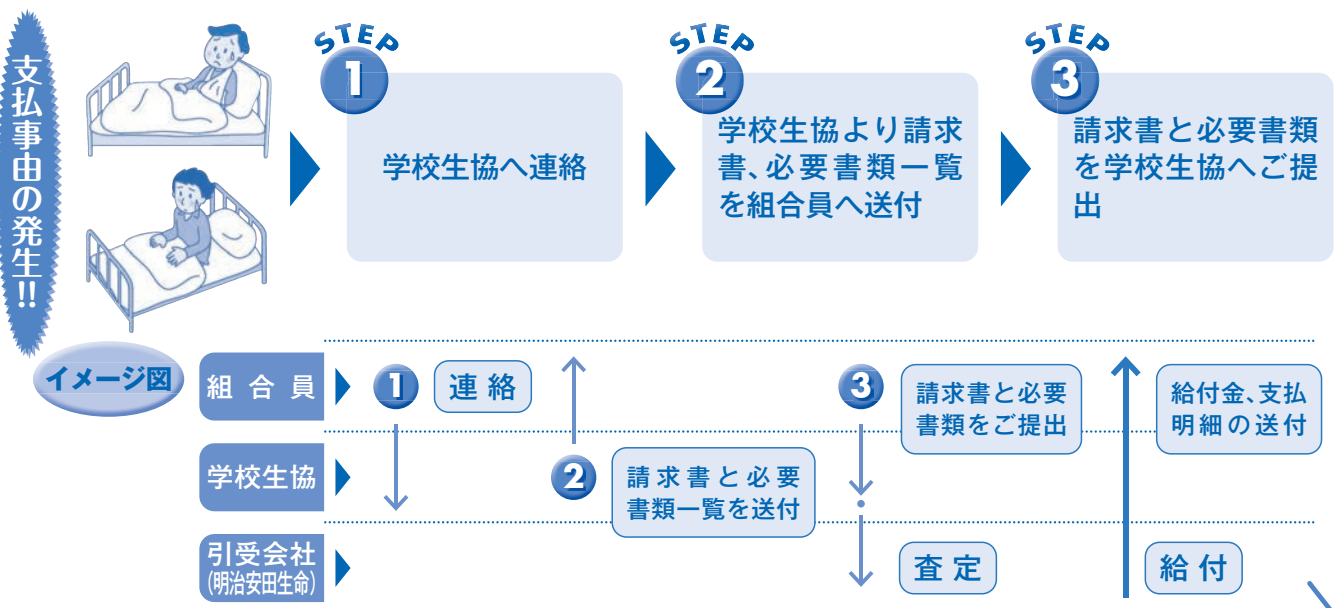
※2 退職後制度については、別途ご案内するパンフレットをご参照ください。

※2 リレープラン、退職後重病克服支援給付、退職後医療保障、退職後総合医療サポート、ロングサポートコースの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

※3 ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。また、更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します

11 ご請求の流れについて

1 ご請求の流れ



2 必要書類の一例

ポイント

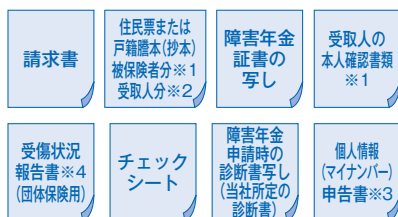
診断書については、原則所定の診断書をご提出ください。

※但し、必要項目が記載されていれば所定外の診断書にて取扱いさせていただきます。

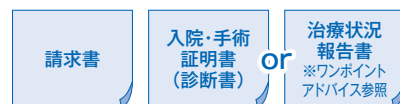
死亡の場合



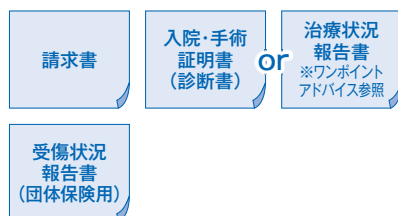
障害年金1級・2級の場合



病気で入院の場合



ケガで入院の場合



三大疾病等の場合



ワンポイント
アドバイス

- ※1 請求金額が500万円以下の場合は省略できます。
- ※2 請求金額が500万円以下で、受取人を個人指名にてご指定いただいている場合、省略できます。
- ※3 支払調書作成の対象となる場合のみ提出が必要となります。ただし、請求金額が一時金で100万円以下の場合または年金年額が20万円以下の場合は省略できます。(一時金受取の場合は、死亡保険金と災害保険金のみマイナンバー申告書が必要となります。)
- ※4 死亡保険金、高度障害保険金のご請求でも、受傷状況が不明確な不慮の転落や溺死などの場合には、ご提出いただくことがあります。
- ※5 特定疾病保険金、リビング・ニーズ特約保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金で指定代理請求の場合は、住民票謄本 (世帯員全員の記載があるもの) をご提出ください。
- ※6 特定疾病保険金、リビング・ニーズ特約保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金で指定代理請求の場合かつ請求金額が500万円超の場合は、指定代理請求者の印鑑証明書を提出してください。

治療状況報告書をご使用の際は、以下をご確認ください。

- ①入院期間が客観的に確認できる医療機関発行の領収書等(コピー)の添付
- ②退院後のご請求(入院中・転入院・転科入院のときはお取扱いできません)
- ③医療機関でのご入院(※1)

※1 柔道整復師法に定める施術所(整骨院・接骨院)は医療機関には該当しません。



個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社（共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご参照ください。

一死亡保険金（給付金）受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意ください

指定された死亡保険金（給付金）受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金（給付金）受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

【医療保障保険】

「医療保障保険契約内容登録制度」について～あなたのご契約内容が登録されます～

明治安田生命保険相互会社（以下、「明治安田生命」といいます。）は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型・個人型）契約（以下「医療保障保険契約」といいます。）のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、明治安田生命の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、明治安田生命は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

明治安田生命の医療保障保険契約に関する登録事項については、明治安田生命が管理責任を負います。契約者または被保険者は、明治安田生命の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がとれず登録事項が取扱われている場合、明治安田生命の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、明治安田生命コミュニケーションセンター（電話 0120-662-332）にお問い合わせください。

- 【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類（無配当団体医療保険、医療保障保険（団体型・個人型））
(3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額
(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型）の場合、契約者名
(6)保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、契約者の住所（市・区・郡までとします。） (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

お申込み方法

【遺族・障害年金補完給付・医療保障保険・総合医療制度＜総合医療サポートコース＞・総合医療制度＜総合医療サポートオプションコース＞・重病克服支援給付・収入補償サポート給付】
所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

【ロングサポートコース】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

お問い合わせ先

◎制度内容に関するお問い合わせ

岩手県学校生活協同組合
019-687-2246

〒020-0691 岩手県滝沢市土沢220-5
受付期間 平日（土日・祝日、年末年始を除く）
受付時間 9：00～17：00まで

◎その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 北海道・東北公法人部北東北法人営業部
019-654-1093

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-1-2 1盛岡中央通ビル4階
受付期間 平日（土日・祝日、年末年始を除く）
受付時間 9：00～17：00まで